

岐 阜 県 公 報

目 次

訓 令 甲

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(道路維持課)

一

号外 (三) 平成二十六年 四月 一日

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

道路監理員及び河川監理員に充てる職員の職の指定に関する規程(昭和五十一年岐阜県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「契約係の係長並びに施設管理係の技術課長補佐、係長、主査、技術主査、主任、主任技師、主事及び技師」を「並びに契約係の係長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十六年四月一日

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社